

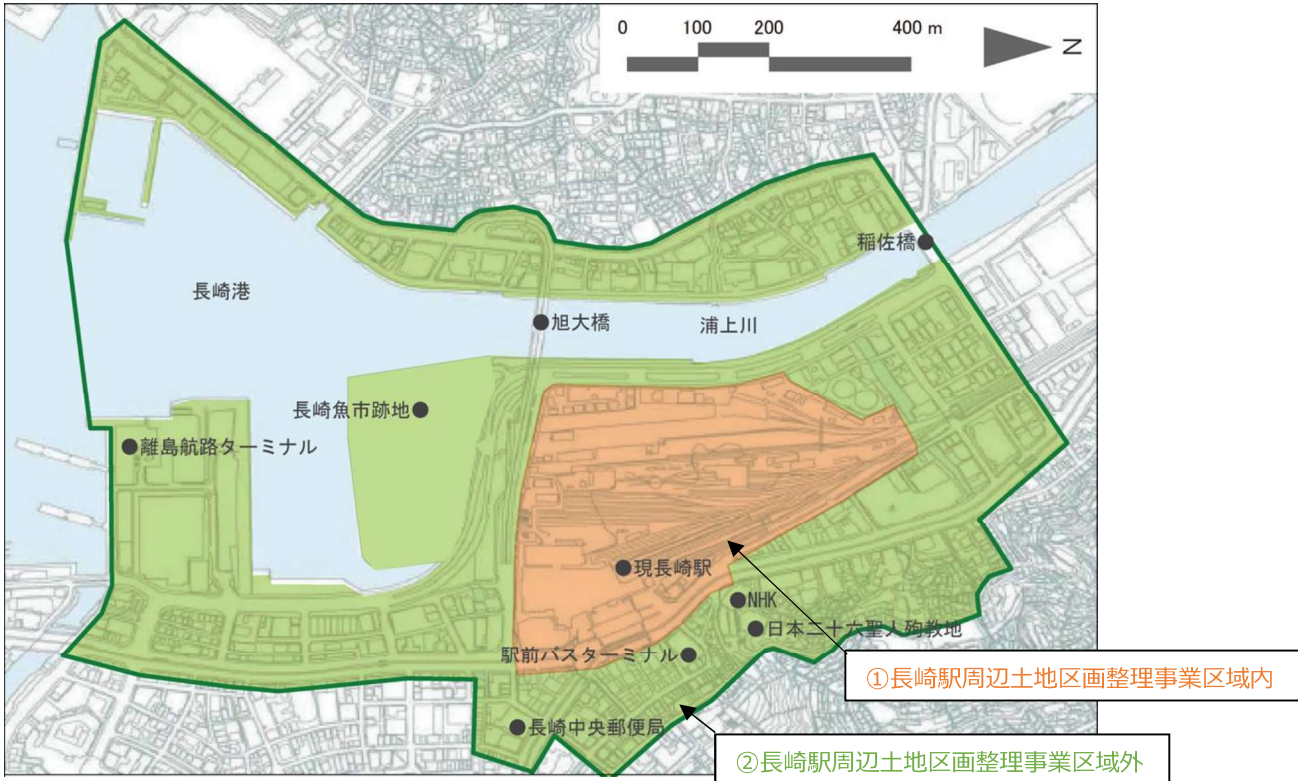
7.長崎駅周辺エリアデザインの取り組み

平成 34 年度予定の新幹線の開業に伴い、大きくまちなみが変わる長崎駅周辺エリアを対象として、「新しい長崎の玄関口」にふさわしい魅力あるまちなみ景観と、機能的な都市空間を創りだすため、今後、エリア内で整備される駅や駅前広場、道路、建築物や工作物など、空間を構成する様々なもののデザインについて、市民・事業者・行政が共有すべき方針や心得などを「長崎駅周辺エリアデザイン指針」として定めています。

●運用しているガイドライン

- ・長崎駅周辺エリアデザイン指針（平成 27 年 3 月策定）
- ・長崎駅周辺まちづくりガイドライン（平成 28 年 3 月策定）

図：調整範囲



表：デザイン指針の調整対象

	長崎駅周辺エリアデザイン調整会議に諮る案件	ながさきデザイン会議に諮る案件	適用除外となる案件
① （橙の範囲） 区画整理区域内	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業等（対象施設） ・次のいずれかのうち、座長が必要と認めるもの <ul style="list-style-type: none"> ①敷地面積 500 m²を超える建築行為等 ② T M線や歩行者専用道路に接する敷地における建築行為等 ③仮設建築物等 	<ul style="list-style-type: none"> ・調整会議に諮る案件に該当しないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・施行日（平成 27 年 4 月）までに設計が完了しているもの
② （緑の範囲） 区画整理区域外	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業等（対象施設） ・高さ 40m を超える建築行為等のうち、座長が必要と認めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの建築行為等のうち、調整会議に諮る案件に該当しないもの <ul style="list-style-type: none"> ①高さ 20m を超えるもの ②延べ面積 3,000 m² を超えるもの 	—
以記上	—	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 40m を超える建築物の建築、改築等 	—

※ただし、座長が必要と認めるものはこの限りではない。

※建築行為等とは、建築物及び工作物の新築、新設、増改築、外壁全面の 1/2 を超える意匠の変更（色彩の変更、模様替えを含む）等を指す。

※土地区画整理事業区域内においては、屋外広告物についてもデザイン調整を行う。